

合板についての検査方法

(平成15年3月28日)
(農林水産省告示第539号)

- 1 この検査方法は、合板の検査について適用する。
- 2 検査を分けて理化学検査（連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1類浸せきはく離試験、2類浸せきはく離試験、含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、防虫処理試験、吸湿試験、難燃性試験、ガス有害性試験、防炎性試験、曲げ剛性試験、平面引張り試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、曲げ試験、面内せん断試験、耐水性試験、湿熱湿気な、摩耗試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験又は耐シンナー試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないとして認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによる。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けた製造業者又は同法第19条の3第1項の認定を受けた外国製造業者が当該認定に係る製品の検査を行う場合は、7から10までに定めるところによることができる。

6 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

原材料及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）別記の1に準ずるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料合板を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料合板の数
	300枚以下	25枚
301枚以上	400枚以下	35枚
401枚以上	500枚以下	45枚

501枚以上	1,000枚以下	60枚
1,001枚以上	2,000枚以下	80枚
2,001枚以上	3,000枚以下	125枚

(注) 検査荷口の大きさが3,000枚を超える場合には、1荷口がそれぞれ3,000枚以下になるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

合板の日本農林規格別記の3に準じて試験を行い、その結果、同規格第4条から第8条までの基準及び別記の2に準じて当該検査荷口の合板の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

イ 外面検査

(1)のイの試料普通の単位体ごとに合板の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級（等外を除く。以下同じ。）の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が次の表の左欄に掲げる試料合板の数の区分に従いそれぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の合板をその等級に格付する。

試料合板の数	合格とする数
25枚	23枚
35枚	32枚
45枚	41枚
60枚	55枚
80枚	73枚
125枚	115枚

7 第二種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

原材料及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、合板の日本農林規格別記の1に準ずるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料合板を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料合板の数
	300枚以下	25枚
301枚以上	500枚以下	35枚
501枚以上	1,000枚以下	50枚
1,001枚以上	2,000枚以下	70枚
2,001枚以上	3,000枚以下	100枚

(注) 検査荷口の大きさが3,000枚を超える場合には、1荷口がそれぞれ3,000枚以下になるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

6の(2)のアに同じ。

イ 外面検査

(1)のイの試料合板の単位体ごとに合板の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の標準に達したものを合格品とし、その合格品の数が次の表の左欄に掲げる試料合板の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の合板をその等級に格付する。

試料合板の数	合格とする数
25枚	22枚
35枚	31枚
50枚	44枚
70枚	62枚
100枚	89枚

8 第三種検査方法への移行

7に定めるところにより連続して5回検査を行った結果、その外面検査における試料合板の総数に対するそれぞれ不合格となった試料合板の数の合計の割合が、次の表の左欄に掲げる工程平均を推定するのに用いる試料合板の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる工程平均の限界以下であるときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、9に定めるところによるものとする。

工程平均を推定するのに用いる試料合板の数		工程平均の限界
100枚以上	124枚以下	1.04パーセント
125枚以上	149枚以下	1.89パーセント
150枚以上	199枚以下	2.82パーセント
200枚以上	249枚以下	3.67パーセント
250枚以上	299枚以下	4.27パーセント
300枚以上	349枚以下	4.73パーセント
350枚以上	399枚以下	5.10パーセント
400枚以上	449枚以下	5.40パーセント
450枚以上	549枚以下	5.76パーセント
550枚以上	649枚以下	6.13パーセント
650枚以上	749枚以下	6.41パーセント
750枚以上	899枚以下	6.70パーセント
900枚以上	1,099枚以下	7.00パーセント
1,100枚以上	1,299枚以下	7.26パーセント
1,300枚以上	1,499枚以下	7.46パーセント
1,500枚以上	1,699枚以下	7.63パーセント
1,700枚以上	1,899枚以下	7.76パーセント
1,900枚以上	2,249枚以下	7.92パーセント
2,250枚以上	2,749枚以下	8.10パーセント
2,750枚以上	3,499枚以下	8.30パーセント
3,500枚以上	4,999枚以下	8.54パーセント
5,000枚以上	6,999枚以下	8.78パーセント
7,000枚以上	8,999枚以下	8.94パーセント
9,000枚以上		9.05パーセント

9 第三種検査方法

(1) 抽出の割合

ア 理化学検査

8の規定により検査が9に定めるところによることとなった合板で原材料及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする30日を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし（ただし、面内せん断試験については、6ヶ月を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とする。）、その抽出の割合及び方法は、合板の日本農林規格別記の1に準ずるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従

い、それぞれ相当右欄に掲げる数の試料合板を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料合板の数
	5,000枚以下	140枚
5,001枚以上	7,000枚以下	160枚
7,001枚以上	10,000枚以下	200枚
10,001枚以上		300枚

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

6の(2)のアに同じ。

イ 外面検査

(1)のイの試料合板の単位体ごとに合板の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が次の表の左欄に掲げる試料合板の数の区分に従いそれぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の合板をその等級に格付する。

試料合板の数	合格とする数
140枚	125枚
160枚	143枚
200枚	180枚
300枚	270枚

10 第二種検査方法への移行

9に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の合板が連続して2回その格付しようとする等級に格付されなかったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

施行期日（平成12年6月9日農林水産省告示第822号前文）

平成12年6月10日から施行する。

附則（平成15年3月28日農林水産省告示第539号）

この告示は、平成15年3月29日から施行する。

